茨城県士会勉強会に関するQ＆A

Q：申請は個人で年２回までですか？

A：年間で２回までとしています。会員特典として、特定個人に偏らず県内のST全体が利用できるように回数の制限を設けています。

Q：県内のSTであれば誰でも申請は可能ですか？

A：県士会会員であれば申請可能です。ただし開催には条件がありますので、詳細は規約をご確認ください。

Q：できれば有名な先生を講師としてお呼びしたいのですが、活動支援金は５０００円までですか？

A：地域社会局での活動支援金は県内のSTの交流を含めた補助としています。そのため一回６０分以上の勉強会について５０００円を上限としています。

Q：活動支援金の使用は主に講師への謝礼ですか？

A：基本的には謝金としての使用に限りますが、所属施設が使用できず会場が別途必要であったり、資料が必要な場合は開催前に地域社会局へご相談ください。

Q：活動支援金は開催前に５０００円が支給されますか？

A：基本的に使用した分を開催後に請求して頂き、活動報告書の提出後に振り込みます。

Q：参加人数が予定よりも多くなってしまった場合、どうしたらよいですか？

A：申請時に参加人数上限を設けることで申し込み先着順とします。

Q：活動資金は申請しませんが、勉強会を開催するときは県士会へ連絡が必要ですか？

A：あくまでも活動資金を使用する場合に告知することとしているため、活動資金を申請しないのであれば連絡は必要ありません。

Q：広報誌の掲載は必要ですか？

A：県士会としての活動支援金を使用する場合は、県内のSTへ周知するため掲載を前提としています。

Q：申請から開催までの流れを教えて下さい。

A：以下の手順の通り。

1. 申請者：参加者集め（5名以上）、会場決め、講師依頼→グーグルフォームで申請
2. 社会局：申請確認後、申請者へメールにて必要書類を添付→県士会会員へ開催告知
3. 申請者：勉強会開催後に活動報告書を地域社会局へ提出
4. 社会局：活動報告書を事務局に提出し、事務局より活動資金を指定口座に振り込む

活動報告書を確認し、広報渉外局へ広報用の文章と写真を提出